

第 3 1 回

総会議事録

日 時 令和元年 11 月 14 日 (木) 13 時 15 分
場 所 山形市庁舎 10 階 1002 会議室

山形市農業委員会

総会委員名簿

平成31年1月20日現在

出欠	議席	氏名	役職等
出	1	安達 良一	運営委員、編集委員
出	2	森田 誠一	
出	3	長澤 弘	農政委員会副委員長、運営委員、編集委員
出	4	會田 典男	
出	5	金子 祐一	編集委員
出	6	丹野 都弘	
出	7	高橋 徳郎	第2ブロック長
出	8	日下部 洋一	運営委員
出	9	丸子 宏	第3ブロック長
出	10	齋藤 孝一郎	第1ブロック長
出	11	遠藤 紀江	編集委員
出	12	梅津 実	編集委員、第4ブロック長
出	13	柏倉 傳右エ門	運営委員
欠	14	草薙 典美	
出	15	佐藤 幸悦	
出	16	佐藤 和宏	農政委員会委員長、運営委員
出	17	推名 俊明	
出	18	石川 富夫	
出	19	高橋 一敏	
出	20	新関 さとみ	編集委員会副委員長
出	21	伊藤 博良	
出	22	鍵水 豊	
出	23	大築 義雅	会長職務代理者、編集委員会委員長
欠	24	高橋 権太郎	会長

第3 1回総会 議事日程

第1 開 会

第2 会長挨拶

第3 議長就任

第4 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

第5 議事

議 第156号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 第157号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 第158号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 第159号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第6 報告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(2) 農地法第5条届出書の受理について

(3) 農地改良届出書の受理について

(4) 農地改良完了報告書の受理について

(5) 農地法第5条の規定による許可について

(6) 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて

(7) 運営委員会の結果について

第7 連絡事項

次回の総会（定例）について 令和元年12月13日（金）

次回の委員調査について 令和元年12月11日（水）

第8 その他

第9 閉 会

第 31 回総会議事録

(令和元年 11 月 14 日 (木) 市庁舎 10 階 1002 会議室)

出席委員 22名
 欠席委員 2名
 開 会 午後1時15分

事務局次長	<p>開会の前に現在の出席委員数をご報告いたします。 在任委員数24名、欠席委員数2名、出席委員数22名です。 出席委員数が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。 本日は会長が欠席となっておりますので、会長職務代理者より開会及びあいさつをお願いします。</p>
大築・会長 職務代理者	<p>(開 会) 及び (あいさつ)</p>
事務局次長	<p>これより、議事に移りますが、議長は、山形市農業委員会総会会議規則の規定により、会長が議長となりますが、本日は会長が欠席のため、山形市農業委員会規程により会長職務代理者が会長に代わり議長となります。なお、本日の傍聴人はおりません。 よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、これより議事を進めます。 はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことをご異議ございませんでしょうか。 (異議なしの声あり。)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員については、16番・佐藤 和宏委員、17番・推名 俊明 委員にお願いし、書記には小笠原主幹を任命します。</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。 議 第156号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程します。それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案書1ページをお願いします。 議 第156号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。 2ページの42号から、4ページ・5ページの47号まで6件です。 2ページをお願いします。</p>

	<p>4 2号について、生前贈与による無償受贈です。 譲受人は農業をして40年になる方で、現在、 として、それぞれ取締役を務める妻と子、子の妻 の4人で農業に従事しております。</p> <p>4 3号について、生前贈与による無償受贈です。 譲受人は農業をして9年になる方で、現在、 であり、代表取締役の父と、それぞれ取締役を務める母、 妻の4人で農業に従事しております。</p> <p>4 4号について、無償受贈です。 譲受人は、農業をして60年になる方で、現在、1人で農業に従事 しております。当案件は、道路用地収用の残地として、変形して残っ た農地を、隣接する農地の所有者である譲受人が無償で譲り受けるも のです。</p> <p>4 5号について、隣接地の買受です。 譲受人は農業をして50年になる方で、現在、妻と子2人の計4人 で農業に従事しております。</p> <p>3 ページをお願いします。</p> <p>4 6号について、経営移譲年金受給のための使用貸借権の設定です。 借り人は農業をして15年になる方で、今後、母と2人で農業に従事 することとなります。</p> <p>4 ページから5 ページをお願いします。</p> <p>4 7号について、農業者年金再設定のための使用貸借権の設定です。 借り人は農業をして25年になる方で、現在、妻と両親の計4人で 農業に従事しております。</p> <p>以上、調査の結果、許可相当と判断した次第です。ご審議の程よろ しくお願いいたします。</p>
議 長	ただいまの事務局説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
議 長	無いようですのでお諮りします。 議 第156号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認め、議第156号 農地法第3条の規定による許 可申請について、許可することに決めます。
議 長	次に進みます。 議 第157号 農地法第4条の規定による許可申請について、上程 します。それでは事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案書6 ページをお願いします。

	<p>議 第157号 農地法第4条の規定による許可申請についてです。内容は、7ページの2号 1件です。</p> <p>8ページをご覧ください。</p> <p>2号について、場所は松原で、JR蔵王駅から南へ約350mに位置しており、2種農地と判断しております。</p> <p>今回、申請人の子が経営する建設会社の駐車場の一部が市道拡幅に伴い収用されることとなり駐車場が不足することから、子が経営する会社に貸し出すため、貸駐車場を設置しようとするものです。</p> <p>以上、調査の結果、許可相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p>
議 長	<p>無いようですのでお諮りします。</p>
議 長	<p>議 第157号について、許可することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>全員異議なしと認め、議第157号 農地法第4条の規定による許可申請について、許可することに決めます</p>
議 長	<p>次に進みます。</p>
議 長	<p>議 第158号 農地法第5条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案書9ページをお願いします。</p> <p>議 第158号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。内容は、10ページの40号から11ページの45号までの6件です。</p> <p>12ページをご覧ください。</p> <p>40号について、場所は防原町で市立東沢小学校から西へ約200mに位置しており、2種農地と判断しております。</p> <p>転用目的は、一般住宅の建築です。</p> <p>借人は、現在、両親と妻、子供3人の7人で生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となったことから、敷地内での増築等を検討したものの、敷地の形状や既存建物の配置上、増築等が難しいことから、このたび、両親が所有する当該農地を借受け、住宅を建築しようとするものです。</p> <p>13ページをご覧ください。</p> <p>41号について、場所は長苗代で、山形市上下水道部から南西へ約700mに位置する農振農用地です。</p> <p>携帯基地局建設の工事实施にあたり、作業スペースおよび仮設事務所の設置が必要となるため、申請地を約6ヶ月間、一時的に利用しようとするものです。</p>

<p>議 長</p> <p>鐘 水 委 員</p>	<p>なお、設置に際しては、土木シート及び鉄板を敷き利用し、利用後は農地に復旧するため、周辺への影響はありません。</p> <p>1 4 ページをご覧ください。</p> <p>4 2 号について、場所は鮎洗で、市立金井小学校から北西へ約 2. 4 km に位置しており、2 種農地と判断しております。</p> <p>転用目的は、一般住宅の建築です。</p> <p>譲受人は、現在、鈴川町の共同住宅で生活しておりますが、将来、子供を授かった場合を考え、落ち着いた環境で、友人が住まう、当該地域の農地を譲受け、住宅を建築しようとするものです。</p> <p>1 5 ページをご覧ください。</p> <p>4 3 号について、場所は落合町で市立千歳小学校から東へ約 4 0 0 m に位置しており、2 種農地と判断しております。</p> <p>転用目的は、一般住宅の建築です。</p> <p>譲受人は、現在、市内の公務員宿舎に妻と子 3 人の 5 人で生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となったことから、このたび、当該農地を譲受け、住宅を建築しようとするものです。</p> <p>1 6 ページをご覧ください。</p> <p>4 4 号について、場所は落合町で、J R 羽前千歳駅から、南東へ約 2 2 0 m に位置しており、3 種農地と判断しております。</p> <p>転用目的は、一般住宅の建築です。</p> <p>譲受人は、現在、千歳地区の共同住宅で妻と子の 3 人で生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となったことから、同じ小学校の学区内にある、当該農地を譲り受け、住宅を建築しようとするものです。</p> <p>1 7 ページをご覧ください。</p> <p>4 5 号について、場所は十文字で、資材置場の設置です。</p> <p>委員調査案件となっております。</p> <p>以上、調査の結果、事務局説明の案件については、許可相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、調査委員の報告をお願いします。</p> <p>4 5 号案件について、2 2 番 鐘水 委員 から報告をお願いします。</p> <p>2 2 番 鐘水です。報告させていただきます。</p> <p>申請人及び内容は記載のとおりです。</p> <p>譲受人は、木材の加工・販売や土木・建築工事を請け負う法人です。本社は市街化区域内にあり、大型車両の出入りができないことから、現在は、十文字と蔵王成沢地内に事業所と資材置場等を保有しております。近年は、事業の拡大に伴い資材置場や作業スペースの確保が困難な状況となっております。主に 1 5 メートルある建設機械のアーム 3 本と足場資材ですが、長さ・大きさから保管場所は限られており、運搬にもトレーラー、積み下ろしには、大型クレーンも必要で利便性や安全面の配慮も考え、立谷川事業所の近くに新たに少し広めの土地を探していたところ、当該農地が見つかり申請に至っております。申</p>
---------------------------	---

	<p>請地に代えて他に代替できる土地もないことから、やむを得ないものと認められます。</p> <p>申請地につきましては、山形刑務所より南東へ約900mで、10ha未満の土地改良事業未施行地で住宅や河川・国道13号線に囲まれた小集団の農地であることから、2種農地と判断いたしました。</p> <p>被害防除対策につきましては、汚水は無し、生活雑排水は無し、雨水は地下浸透であります。国道に接しているところから道路法24条について許可を受けた後、歩道面の切り下げ、ガードパイプ・縁石の撤去については協議済です。住宅に面している側については、L型擁壁を設置し、擁壁については高さ2mとなるため建築確認を取る事としております。農地に接する部分については、高さ約60cmの石積とし、隣接農地に対する配慮もしているところであります。山形市開放型事業場の公害防止に関する届出についても、市環境課と協議しており、隣接者からの同意も得ております。</p> <p>その他については、土地取得費が■■■■■■■■■■円、造成費が■■■■■■■■■■円となっております。</p> <p>以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>	
議	長	ただいまの事務局説明、委員説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
議	長	無いようですのでお諮りします。 議 第158号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	全員異議なしと認め、議 第158号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当とすることに決めます。
議	長	次に進みます。 議 第159号 農地法第18条第6項の規定による通知について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。
事	務	議案書18ページをお願いします。
局		議 第159号 農地法第18条第6項の規定による通知についてです。内容については、19ページの93号、94号の2件です。 19ページをお願いします。 93号について、農地法3条による賃貸借契約の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、農地法3条による所有権移転です。 94号について、農地法3条による賃貸借契約の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、農地法で貸付予定です。 以上の案件については、合意による解約が、引渡しの期限前6ヶ月以内に成立した合意であることを契約書で確認おり、離作補償はありません。

議	長	農地法第18条第1項ただし書きの第2号に該当することから、受理相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議	長	<p>ただいまの事務局説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p> <p>無いようですのでお諮りします。議 第159号について、受理することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	全員異議なしと認め、議 第159号 農地法第18条第6項の規定による通知について、受理することに決めます。
議	長	これで議事を終了します。
議	長	次に、報告事項に入ります。 報告事項の(1)から(6)まで、事務局から報告願います。
事	務 局	<p>続きまして、報告事項の(1)から(6)まで報告いたします。</p> <p>20ページをお願いします。</p> <p>報告事項(1)、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理につきましては、21ページの75号から24ページの87号まで13件を受理しております。</p> <p>次に、25ページをお願いします。</p> <p>報告事項(2)、農地法第5条届出書の受理につきましては、26ページの45号から49号までの4件を受理しております。</p> <p>次に、27ページをお願いします。</p> <p>報告事項(3)、農地改良届出書の受理につきましては、28ページの8号1件を受理しております。</p> <p>次に、29ページをお願いします。</p> <p>報告事項(4)の、農地改良完了報告書の受理につきましては、30ページの5号1件を受理しております。</p> <p>次に、31ページをお願いします。</p> <p>報告事項(5)の、農地法第5条の規定による許可につきましては、32ページの32号から33ページの30号まで8件について、許可書を交付しております。</p> <p>次に、34ページをお願いします。</p> <p>報告事項(6)の、農地法第5条の規定による許可申請の取下げにつきましては、35ページの1号1件について、記載の取下げ事由により許可申請の取り下げがありましたので報告するものです。</p>

議 事 局	長	事務局から、第31回総会の付議事項については以上であります。
議 事 局	長	次に、(7) 運営委員会の結果について、報告願います。
議 事 局	長	(運営委員会の結果について報告)
議 事 局	長	次に連絡事項に入ります。事務局より願います。
		次回の定例総会は、12月13日 金曜日に開催する予定です。
		次回の委員調査については、調査日は、12月11日 水曜日です。
		調査委員については、21番 伊藤博良 委員と、1番 安達 良一 委員に お願いしたいと思っておりますので、よろしく願います。
議 事 局	長	次に、8のその他で、皆さんから何かありませんか。
議 事 局	長	(農地借受け希望の相談内容について情報提供を願った)
議 事 局	長	他にございませんか。
		何もなければ、これで第31回総会を終了します。ご苦労様でした。
		(閉会午後1時50分)

以上、議事の内容を記録し相違ないことを認め署名します。

議 事 局 長

議事録署名委員

議事録署名委員